

紙製容器包装・その他紙類の分別が一部変わります。

令和2年11月6日

日頃より、ごみの分別にご協力いただき大変ありがとうございます。
さて、このたび、リサイクルできる紙の基準が変更になり**令和2年**

12月から紙製容器包装・その他紙類の一部が「燃やすごみ」として収集することとなりましたのでお知らせします。

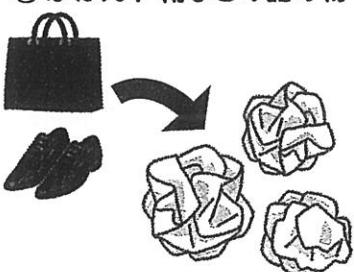
町民の皆様におかれましては、何かとご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、下記の内容を確認いただき、新しい分別に取り組んでいただきますようお願いします。



陸別町

★紙製容器包装・その他紙類から「燃やすごみ」になるもの

①かばんや靴などの詰め物



②洗剤や芳香剤の箱等、匂いが強くついた紙



③圧着はがき

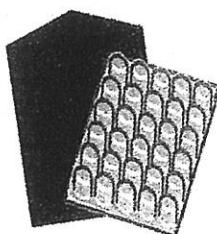


④シール・粘着テープ

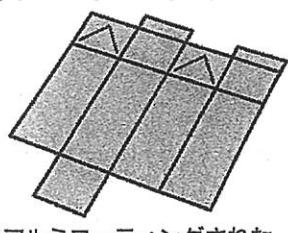


※シールの台紙も含まれます

⑤緩衝材が付いた封筒などの複合材

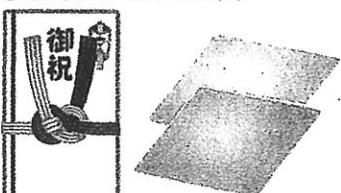


⑥アルミコーティング紙



※アルミコーティングされた紙パックなど

⑦箔押しされた紙



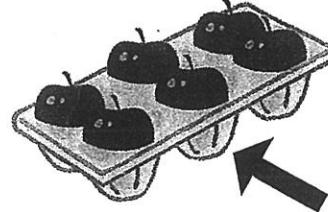
※金銀の折り紙や金で文字等を印字した紙が該当

⑧防水加工・樹脂コーティングされた紙



※紙コップや紙皿、インスタントラーメンの容器等が該当

⑨色の付いた果物等のクッション材



※上記の物は「紙」が付いていても 燃やすごみへ

◎ ③圧着はがき ④のうち紙コップ、紙皿については、当初より「燃やすごみ」の扱いとなっていますのでご確認ください。

問い合わせ 陸別町役場町民課国保衛生担当

電話 27-2141 (内線 114、115)